

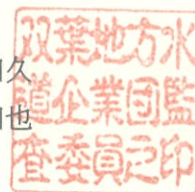


双葉地方水道企業団告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項及び双葉地方水道企業団監査委員条例第9条の規定に基づき、その結果を公表する。

令和5年10月30日

双葉地方水道企業団 監査委員 坂本 和久
双葉地方水道企業団 監査委員 松本 和也



定期監査報告書

1. 監査の期日

令和5年10月27日

2. 監査の実施場所

双葉地方水道企業団 管理本館1階会議室

3. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施する定期監査

4. 監査の対象

(1) 対象事業

水道事業及び工業用水道事業

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

5. 監査の範囲

(1) 事務的監査(財務監査、行政監査)

(2) 工事等監査

6. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とする。

7. 監査の実施内容

事務的監査においては、提出された監査資料に基づき関係職員から説明を聴取した。また、工事等監査においては、主な施工現場においてその概要説明を聴取し進捗状況等を確認した。

8. 監査の結果

財務に関する事務等は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されていると認められた。

現地視察においては、水道施設の設備工事や構成町の建設改良事業に伴う移設工事等について実施状況を確認し、適正に管理されていると認められた。

今後も水道施設等の使用年数及び耐用年数を管理し、計画的な更新を実施することによって、水道及び工業用水道が構成団体の復興推進に重要な役割を果たすよう、引き続き安全・安心な水の安定供給に努めること。